

大津市ガス特定運営事業等に係る客観的評価

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により大津市ガス特定運営事業等を実施する新会社の株式の一部を本市から譲り受ける民間事業者を選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により客観的評価の結果をここに公表する。

平成 30 年 11 月 1 日

大津市公営企業管理者 山極 正勝

第1 事業概要

1 事業名称

大津市ガス特定運営事業等

2 事業目的

本市の都市ガス事業は、昭和 12 年に供給を開始して以来、市域の拡大と市勢の発展とともに供給区域の拡大を図りながら、お客様である市民の皆様に、低廉なガスを安全かつ安心して利用していただけるよう努めてきた。

しかし、昨今の不透明な経済情勢や省エネ意識の浸透、平均気温の上昇等の影響により、都市ガスの販売量は年々減少傾向となっていることに加え、施設の経年化に伴う更新費用の増加や人口減少が予測される中、平成 29 年 4 月からガス小売全面自由化が始まり、都市ガス事業は、お客様による契約の切替えが進むなど、これまで経験したことのない急激な事業環境の変化に直面している。よって、このままではガス料金の値上げが不可避になると考えられる。

そのため、本市は、都市ガス事業の内、ガス小売事業に係る都市ガスの調達、販売、需要家保安業務（消費機器調査及び安全使用周知）等（以下「本事業」という。）に関し、本市と民間事業者が共同で出資する官民連携出資会社を設立し、当該会社に P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定することにより、本市が長年にわたり蓄積してきたガス事業運営における経験等に加え、共同出資者となる民間事業者の経営手法や民間ノウハウ等を最大限活用することで、両者の相乗効果が発揮され、厳しい経営環境の中においても市民の皆様に、安全、安心で安定したガス供給を可能な限りガス料金の値上げをせずに、低廉に継続していくことを計画している。

なお、本市は、都市ガス事業だけでなく上下水道事業も営んでおり、これまで、これら事業と一体的に運営を行ってきたことで、事業の運営面における効率化や市民サービスの向上が図られてきた側面があるため、上記官民連携出資会社においては、ガス小売事業にとどまらず、これまで本市が培ってきた効率的な事業運営と市民サービスを損なわないための関連業務及び当該会社に出資する民間事業者が提案する新規事業等を含めて、官民連携により総合的にサービスを提供し、お客様である市民の皆様にとって有益な会社として事業を展開することで、「住み続けたいまち大津」の実現に向けた一助となることを期待するものとする。

3 基本運営方針

本事業及び本事業に付随する事業（以下「本事業等」という。）をより適切に実施するため、本事業等の運営上最も重要と考える基本運営方針を以下に示す。本市から運営権の設定を受けた運営権者（ＰＦＩ法第９条第４項に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」又は「新会社」という。）は、以下の点を踏まえ、本事業等を実施するものとする。

ア 市民の利益を増進するため、関係法令及び所与の要求水準を満足し、安全、安心で安定したガス供給を継続すること。

イ 市民生活への貢献の観点から、本市が定める範囲において水道事業に関する修繕等の一部の業務を適切に実施すること。また、その他新規事業についても、新会社の裁量において適切に実施すること。

ウ ア及びイに定める事業を適切に実施するため、最適な業務執行体制を整え、透明で経済効率性の高い事業経営に取り組むこと。

エ 事業運営に対する市民の信頼性を高めるため、地域の資源や人材の活用等、本市の地域経済に貢献する事業運営に努めること。

4 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、運営権者が本市から運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）以降に本市が所有し管理するガス事業施設（本市において、現に都市ガス事業の用に供し、又は供することを決定した資産をいう。）の総体とする。

5 事業方式

本事業は、ＰＦＩ法第１６条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業とする。

6 事業範囲

本事業等の範囲は、以下のア及びイに掲げるものとする。

なお、運営権者は、本事業等の事業期間（以下「本事業期間」という。）中、本事業等に係る業務の内、本事業等に関し本市と運営権者との間で締結する公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託することができる。

ア 義務事業

義務事業とは、本事業等において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりとする。なお、運営権者は、義務事業の遂行のため、ガス事業法第３条に基づくガス小売事業者としての登録を行わなければならない。また、本市は引き続きガス事業法第３５条に基づく許可を受ける者として一般ガス導管事業を営むことから、運営権者は、義務事業の遂行にあたり、一般ガス導管事業者である本市との間において、別途本市託送供給約款に基づく契約を締結する。

(7) 特定事業

① ガス小売事業に関する業務

- ・都市ガスの調達
- ・小売料金の設定
- ・都市ガスの販売・営業
- ・小売事業者に係る需要家保安業務（消費機器調査及び安全使用周知）
- ・料金収納・窓口業務

(イ) 附帯業務

① 一般ガス導管事業に関する業務

- ・ガス漏れ等の緊急保安業務、ガス導管の緊急修繕業務
- ・ガス工作物等の検査及び点検等業務
- ・内管漏えい検査等業務

② 液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）事業に関する業務

- ・L P ガスの緊急保安業務、L P ガス供給設備の緊急修繕業務
- ・L P ガスの需要家保安業務

③ 水道事業に関する業務（維持管理）

- ・水道の漏水等緊急対応業務、緊急修繕業務
- ・水道施設の点検等業務

イ 任意事業

運営権者は、本事業等の円滑な実施及び運営権設定対象施設の機能を阻害せず、かつ、関係法令等を遵守する限り、自らの責任及び費用負担の下において、必要と考える事業（風俗営業その他これに類する事業及び反社会的行為に関わる営業その他これに類する公序良俗に反する事業を除く。以下「任意事業」という。）を行うことができる。運営権者が任意事業を行う場合、運営権者は本市に対し、任意事業の詳細を記載した書面による事前の届出を行うものとする。

7 事業期間

事業開始日は平成 31 年 4 月 1 日とする。また、本事業終了日は平成 51 年 3 月 31 日を予定している。

第2 優先交渉権者決定までの経緯

日程	取組内容
平成 30 年 3 月 28 日	第 1 回大津市ガス特定運営事業等審査委員会開催 (選定スケジュール及び審査要領(案)等の審査)
平成 30 年 4 月 3 日	募集要項等(実施契約書(案)、基本協定書(案)、株主間契約書(案)、 要求水準書(案)、審査要領、関連資料集等)の公表・実施の公告
平成 30 年 4 月 11 日	募集要項等に関する説明会
平成 30 年 4 月 4 日 ～4 月 24 日	募集要項等に対する質問等の受付 ※資格審査分(～17 日)、資格審査分以外(～24 日)
平成 30 年 5 月 10 日	募集要項等に関する質問(参加資格審査分)への回答公表
平成 30 年 5 月 11 日 ～5 月 25 日	参加資格審査書類の受付(2 者より提出) ※参加資格審査結果の通知(6 月 7 日)
平成 30 年 6 月 5 日	募集要項等に関する質問(参加資格審査分以外)への回答公表
平成 30 年 6 月 7 日 ～8 月 29 日	競争的対話等の実施(2 者)
平成 30 年 8 月 29 日	競争的対話等終了宣言
平成 30 年 9 月 7 日	企画提案書の受付(2 者より提出)
平成 30 年 10 月 9 日	第 2 回大津市ガス特定運営事業等審査委員会開催 (提案内容に関する審査)
平成 30 年 10 月 19 日	第 3 回大津市ガス特定運営事業等審査委員会開催 (プレゼンテーション審査)
平成 30 年 10 月 23 日	第 4 回大津市ガス特定運営事業等審査委員会開催 (最優秀提案者の選定、答申)
平成 30 年 10 月 24 日	優先交渉権者の決定・公表

第3 優先交渉権者の決定

企画提案書の提出が2者からあり、大津市ガス特定運営事業等審査委員会において、公表した審査要領に従い提案内容等の審査が行われ、平成30年10月23日に最優秀提案者が選定された。

この結果を踏まえ、本市は、平成30年10月24日付けで大阪ガス・JFE エンジ・水道機工グループを優先交渉権者として決定した。

【コンソーシアム名】 大阪ガス・JFE エンジ・水道機工グループ	代表企業	大阪瓦斯株式会社
	構成員	J F E エンジニアリング株式会社
	構成員	水道機工株式会社

なお、優先交渉権者における株式譲渡対価の提案額等は次のとおりである。

株式譲渡対価の額 (株式総数1,000株の内、提案者が譲渡を受ける750株の合計額)	9,000,000,000円
本市出資額(市の持ち分を含めた総額)	100,000,000円

第4 本事業等を公共施設等運営事業として実施した場合の本市の収支改善効果額

本市が自らガス事業を実施する場合の事業期間中の本市の収支差(以下「P S C」という。)を現在価値に換算したものと、優先交渉権者の提案に基づき本事業等をP F I法に基づく公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の本市の収支差(以下「P F I - L C C」という。)を現在価値に換算したものを比較した結果、約156億円の収支改善が期待できることが確認された。なお、P F I - L C C算定にあたっては、計算便宜上、事業期間終了時に本市が保有する全株式を譲渡するものと仮定している。

本市の収支改善効果額(V F M)の算定結果は、以下のとおりである。

【本市の収支改善効果額(V F M)】	
項目	金額 (現在価値換算)
①本市が自らガス事業を実施する場合の本市の収支差(P S C)	約△5,884百万円
②公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の本市の収支差(P F I - L C C)	約9,701百万円
③本市の収支改善効果額(V F M)(②-①)	約15,585百万円